

公設消火栓の使用に関する要綱

制 定 昭和 25 年 10 月 20 日局長決
最近改正 令和 5 年 3 月 23 日営業企画担当課長決

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条第 1 項の規定により水道局長が設置する消火栓（以下、「公設消火栓」という）の使用に関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱の適用範囲は、次の各号に掲げる場合に限る。

- (1) 消防機関が消火に使用した場合
- (2) 消防機関が訓練に使用した場合

(届出)

第 3 条 消防機関は、前条により公設消火栓を使用したときは、公設消火栓使用報告書（様式 1）に必要事項を記入した上で、当該使用場所を管轄する水道センターに提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

第 22 号様式

No. _____

公設消火栓使用報告書

年 月 日

大阪市水道局長 様

消防署長

次のとおり公設消火栓の使用を報告します。

使用理由	イ.火災 口.救護 ハ.訓練 二.補給
使用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
使用した 消火栓 〔管理図番号 消火栓番号〕	<u>上水</u> <u>工水</u>
使用水量	<u>上水</u> <u>工水</u> m^3 m^3
摘要	